

狭あい道路に関する協議申請について

- 大和市における狭あい協議申請は「大和市建築行為に係る狭あい道路整備要領」に基づき行われています。
- 狭あい協議の申請は、必ず土地所有者の方の意向を確認したうえで行って下さい。
- 狭あい協議の申請は、寄附と自主管理の2種類があります。

【寄附】

「狭あい協議に関する協議済通知書」送付後、最終的には市の所有地となりますが、受け付けた順に予算の範囲内で処理していますので、処理終了までには数年を要します。

ただし、申請者の費用負担で分筆、抵当権の抹消までしていただける場合は、処理終了までの期間が大幅に短縮されます。

また、後退道路用地（セットバック部分）に、障害物（フェンス、ブロック塀、柵など）がある場合には寄附を受けることができませんので、必ず障害物を撤去して更地にして下さい。

市の測量完了後の次年より、道路後退用地については公衆用道路として評価し非課税となります。
所有権移転登記後に簡易舗装を行います。

【自主管理】

セットバック部分を自主管理される場合は、狭あい協議の申請は任意となります。狭あい協議の申請を行わなくても、建築確認申請における確認済証は発行されます。

市の所有地となりませんので、現状のままです。提出書類に問題が無ければ、市長印が押された「狭あい道路に関する協議済通知書」を送付して処理は終了です。

	所有権移転	測量	分筆	舗装
寄附	大和市に所有権移転	市の予算で行う	市の予算で行う	所有権移転後、簡易舗装を行う
自主管理	所有権は移転しない	行わない	行わない	行わない (現状のまま)

狭あい協議申請の書類提出について

狭あい道路協議申請の際には、次の1～6の書類をご提出下さい。

1. 狭あい協議に関する協議申請書（第1号様式）

2. 後退道路用地寄附申出書（第3号様式）または後退道路用地自主管理申出書（第5号様式）

※セットバック部分を寄附される場合、後退道路用地寄附申出書（第3号様式）

※セットバック部分を自主管理される場合、後退道路用地自主管理申出書（第5号様式）

・セットバック部分を自主管理される場合は、狭あい協議の申請は任意となります。

3. 案内図

4. 公図の写し

5. 配置図(図面)

※道路管理課で管理されている「道路台帳平面図」「道路台帳基準点・境界点網図」「基準点成果」「境界点成果」「道路線形指導図」及び法務局で管理されている「公図」「地積測量図」を参考に図面作成をおこなって下さい。

※現場のみを測量し図面作成しないで下さい。

※配置図(図面)には、①～⑤について必ず記載してマーカー等で着色して下さい。

①市道(元道)の幅員

②道路中心線

・申請地の向かい側がセットバック済みである場合、元道の道路中心線を作成して下さい。

・自費で分筆する場合、道路中心線より 2.002m セットバックして下さい。

③間口の長さ

④建築敷地及び後退道路用地の求積図、求積表（市で管理している座標系のもの）

⑤すみ切りがある場合のみ、すみ切り用地の求積図、求積表（市で管理している座標系のもの）

6. 土地登記簿謄本の写し（全部事項証明書）

※協議申請書の土地所有者と同一名義となっている土地登記簿謄本（写し）が必要です。

※土地売買契約後、土地登記簿謄本の補正前に狭あい道路協議申請される場合、補正前の土地登記簿謄本及び土地売買契約書の写しを添付してください。その際、協議申請書の土地所有者の欄には土地登記簿謄本の補正後の土地所有者についてご記入下さい。

ご不明な点がある場合、道路整備課道路用地係(046-260-5405)までご相談下さい。（R7.4.1～）